

## 第5章 噴火対応Ⅲ期

### 第1 降灰対策

#### 1 降灰への対応決定

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、室蘭地方気象台

関係市町は、多量の降灰があった場合は、室蘭地方気象台からの情報や北海道からの助言に基づき、今後の降灰状況・生活への影響等を予想し対応策について決定する。

##### <降灰の影響と基本的な対応>

火山灰の厚さ	予想される影響・被害	対 応
数mm	農作物に被害発生	○農作物への対策 ○住民へは火山灰に対する注意喚起の広報
2 cm	気管系などに異常を訴える人が多数発生	○屋内への退避 ○外出時の対策の広報
数cm	交通機関がマヒ	○道路等の火山灰除去 ○災害時要援護者等の避難
10cm	古い木造建物などに被害発生	○降灰が予想される地域の避難
20cm～30cm	多くの木造建物の被害発生	
50cm	半数以上の木造建物が倒壊	
100cm	ほとんどの木造建物が倒壊	

#### 2 火山灰の除去

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、北海道、NTT東日本室蘭営業支店、北海道電力室蘭支店、石油・ガス供給事業者、東日本高速道路㈱、JR北海道

##### 2.1 降灰の除去

各道路管理者は、道路に堆積した火山灰の除去を実施する。

ライフライン関係機関、鉄道事業者は、生活環境を維持するため各施設の降灰を除去する。

##### 2.2 降灰処理地の確保

関係市町は、除去した火山灰の一時置場を確保する。

また、最終的な処理については、北海道との協議の上埋め立て等の処置を決定する。

## 第2節 広域避難対策

### 1 広域避難対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

#### 1.1 避難区域の決定

関係市町は、降灰の状況や噴火の継続予想などをもとに、降灰により生活が困難な地区を避難区域とする。

#### 1.2 避難の準備

関係市町は、次のような広域避難の準備を行う。

##### (1) 避難人数の把握

避難区域を設定した場合は、その地区の居住者及びその地区にある避難所の避難者を把握する。なお、避難先は、指定避難所、親戚・知人宅等とする。

##### (2) 受け入れ市町村への要請

避難人数をもとに近隣市町村に受け入れを要請する。また、受け入れ避難施設に職員の派遣を要請する。

#### <広域避難受け入れ市町>

関係市町	受け入れ市町
伊達市	室蘭市、登別市
洞爺湖町	豊浦町等
壮瞥町	室蘭市等

##### (3) 移動手段の確保

避難は原則として自家用車による自主的な避難とする。自家用車がない住民・避難者については、バス等を準備する。避難する手段がない災害時要援護者については、公用車等を準備する。

##### (4) 避難広報

一般住民に対しては、広報車、防災行政無線、チラシ等により避難先や避難方法等について周知を行う。避難所の避難者に対しては、チラシの配布、避難所における掲示、説明等により再避難を周知する。

#### 1.3 災害対策本部の移設

庁舎が避難区域にあたる場合は、災害対策本部を移設する。他市町村へ移設する場合は、避難を受け入れる市町村と協議して公共施設などの提供を受ける。

---

## 2 避難生活

---

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------

### 1.1 避難活動

関係市町は、避難場所に職員を派遣して、避難先市町村の職員と協力して避難の受け入れ準備を行う。避難区域の避難所や一時集合場所に職員を派遣して、避難活動の支援を行う。

避難所生活時に必要な対策については、第4章「噴火対応Ⅱ期」を参照する。

### 1.2 住宅の確保

関係市町は、大規模な噴火活動が長期化する場合は、仮設住宅の建設、近隣市町村の公営住宅の確保等を北海道に要請する。